

建築工事設計単価改定方針

1 趣旨

この方針は、県土整備部建設管理課が所管する建築工事の設計に使用する単価（以下「設計単価」という。）の改定方針を定める。

2 設計単価の設定方法及び改定時期

設計単価は、表1の左欄の区分に応じ、中欄の方法により設定し、右欄の時期に改定するものとする。

表1 建築工事設計単価

区分	設定方法	改定時期
労務単価	「公共工事設計労務単価」をもとに設定。	国から参考送付される時期
資材単価		
主要資材 ^{注1)}	「建設物価」及び「積算資料」（以下「物価資料等」という。）に掲載されている単価の平均値 ^{注4)} をもとに設定。	毎月
上記以外 ^{注2)}	物価資料等に掲載されている単価の平均値 ^{注4)} をもとに設定。 上記2誌に掲載のないものについては、市場調査を行い設定。	(物価資料等) 毎月 (市場調査) 4月及び10月 (資材価格急騰等により時期・回数変更の可能性あり)
市場単価 ^{注3)}	「建築施工単価」及び「建築コスト情報」に掲載されている単価の平均値 ^{注4)} をもとに設定。	4月、7月、10月、1月
材工単価 (市場単価以外)	市場調査を行い設定。	4月及び10月

注1) 主要資材とは、表2に掲げる資材をいい、各月の物価資料等に掲載されている単価の平均値をもとに設定。

注2) 改定時は、改定月前月の物価資料等（4月は「3月号」等）に掲載されている単価の平均値をもとに設定。

注3) 改定時は、改定月時点の「建築施工単価」及び「建築コスト情報」（4月は「春号」、7月は「夏号」、10月は「秋号」、1月は「冬号」）に掲載されている単価の平均値をもとに設定。

注4) 数値の取り扱いは以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

イ. 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

ロ. イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

ハ. 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

ニ. イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

3 複合単価の改定

複合単価については、各月に改定する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から適用する。

なお、土木・建築工事設計単価改定方針は、この方針をもって廃止する。

附 則

この方針は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。